

# ひかくほう

News  
Letter

第64号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

## 日本比較法研究所の都心移転

日本比較法研究所 所長 柳川重規



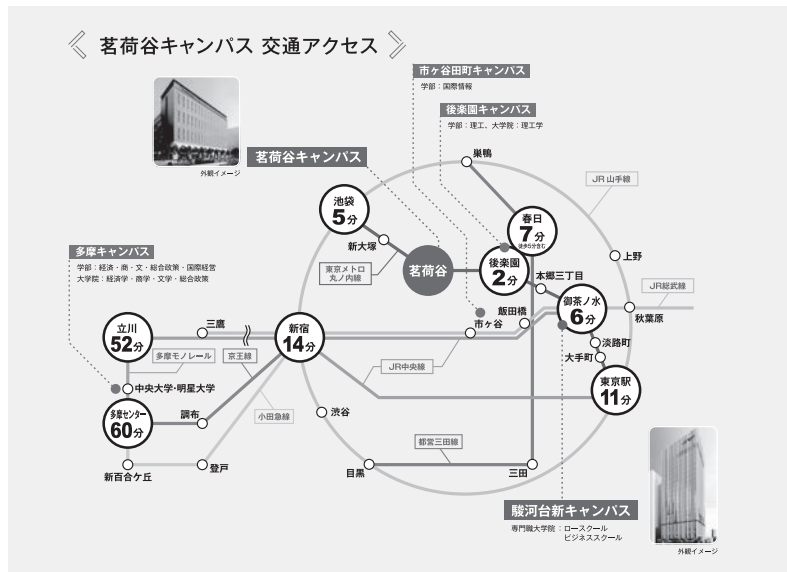
1 法学部の茗荷谷キャンパス移転に伴い、当研究所も2023年4月に都心に移転します。場所は、後楽園キャンパス3号館の11階で、事務室、図書室のほか資料室兼会議室等が設置されます。資料室兼会議室には、当研究所の刊行物などを配架する予定で、あわせて、小規模ながら会議用のスペースとしても利用することができます。

後楽園キャンパスは、法学部が移転する茗荷谷キャンパスからは地下鉄で1駅、法科大学院が移転する駿河台キャンパスからは2駅の位置にあります。研究所へのアクセスは、茗荷谷、駿河台どちらのキャンパスからも比較的良好かと思えます。また、法学部所属所員の中には、研究室が後楽園キャンパスとなる所員もおられますので、これらの方々にとっては、これまでの多摩キャンパスにおけるのと同じような利用が可能です。

2 コロナ禍により、外国人研究者の招聘などの研究者交流が途絶えていましたが、2022年度後期から徐々に復活しています。法学部と法科大学院が入るキャンパスが近くなり、物理的な距離が縮まることによって、外国人研究者による対面式の講演会やスタッフセミナーにこれまで以上に多くの所員が参加できるようになるのではないかと期待が持てます。コロナ禍においてもオンラインを利用して、学会や研究会が開催されることはありました。研究の灯を消さぬようにと、海外の研究者とも時差に配慮して開催時刻を調整し、小規模なシンポジウムや講演会が開催されたこともあったようです。ただ、オンラインでは議論が一方通行になりがちな印象もあります。一つの論点について意見を戦わせたり、様々な角度から意見を出し合って議論を深めていくということが、対面と同じようにはできないという経験をされた方もいらっしゃるのではないでしょうか。小規模な研究会やスタッフセミナーでは対面の良さが発揮されるように思います。研究所の都心移転により、勤務地の異なる所員間の物理的距離が近くなることで、対面での研究活動がより一層活発なものとなることが期待されます。他方で、大規模なシンポジウムなどでは、オンライン方式をとることにより遠方の講演者や聴衆が参加しやすくなるなどの大きな利点があります。講演者とフロアの参加者との質疑応答やパネリスト間の討論で論点を掘り下げていくことは、時間の制約などによりもともと対面の場合でも難しかったということを考えると、対面にすべて戻すということではなく、オンライン方式、さらにはハイブリッド方式も選択肢に加え、シンポジウム、講演会、研究会などそれぞれの特性に合わせて開催方式を工夫することにより、研究活動を活性化していければと思います。

3 このように、研究所の都心移転により、研究活動を進めていく上で大きなメリットがもたらされるように思いますが、他方で、所員の皆様にはご不便をおかけすることもあります。多摩キャンパスでは、たくさんの図書や資料を当研究所の書庫に所蔵していましたが、これらを移設する新たな書庫を後楽園キャンパスに設けることはできませんでした。図書や資料の多くは、一旦、研究所事務室に申し込みをいただき、それを受けて多摩キャンパスから発送するという形をとります。所員の方々にはご不便をおかけしますが、オンライン申し込み等も活用して、受注—発送をスムーズに行い、時間的なロスを可能な限り少なくしていきたいと考えております。

4 コロナ禍で対面・集合型の会議が開催できなくなり、所員会もオンライン会議方式となりました。以前とは勝手が違い、戸惑われた方もおられたかと思います。とはいえ、場所を移動せずに参加できるためか、出席率が上がり、定足数を充足しないということがこの3年間ありませんでした。今まで以上に多くの所員の方々に当研究所の動きをお伝えし、ご理解いただくことができたのではないかと思います。怪我の功名といえるかと思いますが、もっとも、前述した研究会の場合と同様、会議においてもオンラインでは意見交換がしづらく、議論が深まらないとの声も聞かれます。対面とオンライン、それぞれに一長一短があるようです。研究所の移転後は、対面とオンラインを同時に併用するハイブリッド方式で所員会を実施する方向で考えています。とはいえ、ハイブリッドにはハイブリッドの難点もあります。対面だけ、あるいはオンラインだけであれば、スムーズに議論ができていたのに、ハイブリッドの場合には、対面での参加者とオンラインでの参加者との間に温度差のようなものが生じてしまい、議論がぎくしゃくするということがあります。そうした弊害が生じないように議論の進め方に配慮しつつ、参加しやすさと議論のしやすさが両立できるように工夫していきたいと思っています。



2023年度法学部ガイドブックより

ば、GPSや携帯電話の基地局情報（Cell Site Location Information）を用いた個人の移動の監視、移動経路の把握といった捜査手法とプライバシー侵害の問題が、近時、大きく取り上げられました。こうした問題を法的に検討するに当たっては、その前提として、GPSや基地局を通じて位置情報がどのようにして取得・保存されるのか、その仕組みを知り、さらには、それが社会にもたらす影響について理解することが、まずは必要でした。相手の正体を正確に知り、それに基づいた法律学の研究でなければ、社会に対して有益な提言はできません。テクノロジーの発展が飛躍的に進む現代においては、文理融合の研究の必要性が今後ますます高まっていくことは、言を俟たないでしょう。

また、ELSIセンターが扱う研究対象は、自動運転車による事故の法的責任の所在であるとか、ビッグデータの活用と個人情報保護など、法律上の問題を多く取り込んだものとなっています。当研究所の所員や嘱託研究所員の中には、ELSIセンターが扱っている問題の研究にこれまで取り組んでこられた方もいらっしゃいますので、移転を機に研究者の交流が進めば、双方の研究がより一層進展することが期待されます。また、そうした現代的な課題を解決するには、解決策を法的なレベルに落とし込む必要が出てきますので、こうした問題を研究テーマにはされてこられなかった方であっても、これまでの研究で得られた知見を提供できる場面が、今後様々な形で生じてくるのではないかと思います。

6 都心移転により、これまで享受できていた利益や利用できていたサービスが提供されなくなり、不便を感じる面もあろうかと思いますが、当研究所事務室のスタッフが可能な限りサポートをしてくれるものと思います。移転に伴って得られる強みを最大限に活かして、今まで以上に研究活動を活発なものにしていきたいと思っていますので、所員の皆様と、中央大学法曹会及び誌友の方々のご理解とますますのご協力を心よりお願い申し上げます。

(やながわ しげき)



後楽園キャンパス3号館と東京ドーム



# 私と比較法研究

日本比較法研究所 所員 中野目 善 則



私は、2023年3月で定年を迎える。退職を機に、ここで比較法研究を基礎とする自己の研究について顧みておきたい。御参考となる点があれば幸いである。

1. 私が中央大学で比較法研究に携わることになったのは、故渥美東洋教授の指導による。昭和50年に大学院生となり、比較法の本格的な研究がスタートした。大学院では、LaFave & Kamisarの編集にかかる、Modern Criminal Procedureを材料として使い、米国の研究について指導を受けた。アメリカ合衆国最高裁判所（以下、米国最高裁という）の主要判例を翻訳して日本語で報告し、渥美先生が様々なコメントをするというスタイルの授業が続いた。この授業を通して、米国の考え方を学ぶとともに、英語で書かれたものを読む力もついていった。

2. 駿河台にいた当時、渥美先生が、私を含めた若い人たちの研究業績を積ませることも考慮されて、米国最高裁の最新判例を使った研究会を始めることを企画してくださった。米国最高裁の判断が日本の最高裁判所の判断にも大きな影響力を及ぼしているという背景があり、米国最高裁の刑事裁判例の研究は我が国の実務の展開を理解し展望する上でも重要な意義がある。その点は今でも同様であろう。

当時は今のようなインターネット環境はなく、米国からLaw Weekという米国最高裁判例の速報版を取り寄せ、刑事関係の最新の判例を網羅的に読んで行く作業を行っていた。速報版の資料を参加者分用意し、渥美先生にお渡しする作業を当時私が担当していた。お渡しすると、これはどういう判例かとその場で聞かれたり、電話で聞かれたりするのですが、ただ印刷して渡すということではなく、私の方ではその判例の概要を把握してお渡しすることを求められていた。椎橋隆幸先生（中央大学名誉教授）、香川喜八朗先生（亜細亜大学名誉教授、当時は先輩の大学院生）、宮島里史先生（前桐蔭横浜大学法科大学院教授、当時同じく大学院生）と私、他が加わった研究会であり、週一度の割合で分担した判例を報告し、それに渥美先生が判例の意義と位置づけについて最初にコメントして、判例研究が進められて

行った。私は、多くの判例をこの研究会で報告した。研究対象となる判例の意義、その判断を支える考え方、先例との異同を中心に分析する作業が進められ、具体的コンテキストを把握して判例の意義を理解する重要性を学んだ。最新判例を読むのであるが、米国最高裁判例の場合、過去の重要な判例と関係が判例の中で検討されているので、遑って法の発展についても学ぶこととなった（判例の年月日のみが言及される我が国の判例に多く見られる判断様式とは異なり、先例の判断内容が、関連する先例について論じられている）。判例によっては、1600年代のイギリスの判例などに言及されていることもあり、この判例研究は、最新の動向を学ぶとともに、数百年に亘る法の発展を学ぶ貴重な機会であった。

研究成果は、「アメリカ刑事法の調査研究」として、判例の紹介と解説が比較法雑誌に公刊された。この判例研究の作業は、今日に至るまで継続的に続いている。現在は、柳川重規教授と堤和通教授が中心となって研究会を継続し、その研究成果はコンスタントに発表されてきている。研究成果は、最初は比較法雑誌に公表され、後に、それらを含む判例を『米国刑事判例の動向』（日本比較法研究所研究叢書）として公刊してきており、最初の第一巻から、第八巻（2022年3月）の最新刊まで、継続的に公刊されてきている。第四巻までは、渥美東洋教授が編者であり、その後、椎橋隆幸教授が編者となり、最新の第八巻では堤和通教授が編者となって公刊されてきている。刑事法の分野での米国最高裁の判断の動向を知るには不可欠の文献となっているといっても過言ではない。

この米国刑事法の研究を基礎として、自著として『二重危険の法理』を日本比較法研究所研究叢書として刊行し、この本で、中央大学より法学博士（乙）の学位を取得した。

憲法解釈を通して「生きた憲法」を維持してきている米国最高裁の判断には学ぶべき点多い。アメリカ合衆国憲法（以下、米国憲法という）は200年以上前に制定され、南北戦争を経て第一四修正が定められたが、骨格は依然として維持され、修正条項が追加されてきた。表現の自由に関する第一修正、捜索・押収に関する第四修正、自己負罪拒否特権や二重危険に関する第五修正、弁護に関する第六修正、死刑に関する第八修正など、基本的人権を保障した規定は、制定されて以降、制定された当時のままの条文を維持している。米国憲法の条項の修正手続は、

法律の場合よりも加重された手続が定められた、いわゆる硬性憲法である。米国憲法の制定後の重要な改正としては第一四修正がある（——第一修正をはじめとする基本的人権の保障は、米国最高裁により、第一四修正を通して、州にも、選択的に適用されてきている——）が、米国憲法上の基本権保障規定は、条文は制定当初のままであり、米国最高裁は、憲法の条項が制定された趣旨を踏まえた「憲法解釈」を通して、変化する社会に対応し、憲法を「生きた憲法 (Living Constitution) として機能させてきた。電子工学の発達に見られるように、人の住居に物理的に立ち入らずとも、音声の録取ができるなど、有体物や財産権を中心に置いた対処では、憲法が保障しようとするプライバシーが保障されない状況が生まれてきた。かかる変化した状況の中で、米国最高裁は、憲法「解釈」を通して、技術状況や社会状況の変化に対応し、憲法の考え方を維持してきている。See, *Katz v United States*, 389 U.S. 347 (1967)。

3. 渥美先生が比較法の所長をされていたときに、30人を超える訪問研究者の講演会に接する機会があり、他分野を含め、知見を広げるのに大いに役立った。また、サザンメソジスト大学ロースクールのローク・リード教授が東大の訪問研究者として1年間日本に滞在されることとなり、渥美先生より、東大の研究会に参加するように言われて、宮島先生（当時大学院生）と私（当時大学院生）が東大での研究会に参加した。この研究会は井上正仁教授（当時）が司会して英語で進められた。そこには、松尾浩也先生を初め東大の先生方が参加され、活発な研究会が毎週開かれていた。リード先生の研究会は、東大だけでなく、田宮裕先生が中心となって立教大学でも2週間に一度の割合で開かれ、ここにも参加した。ここではリード先生による説明を伺うだけでなく、日本の法状況について英語で説明することも行われ、私も英語で説明を行う機会を得た。英語を耳で聞いて議論の内容を理解し、口頭発表の機会を得るなどして、自己の幅を広げることができた。

4. さらに、少年非行に関連して、非行少年の行動変容を求める考え方と実践について、渥美東洋教授が代表となった科研費により海外調査を行う機会を得て、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、スカンジナビア諸国、韓国など多くの国を訪問して、実務担当者や研究者に話を伺い、犯罪の予防・減少に資する方策の研究に従事し、社会全体のシステムを視野に入れた研究へと研究範囲は拡大した。日本比較法研究所翻訳叢書として刊行された、ハウエル先生他の共著にかかる『証拠に基づく少年司法制度構築のための手引き』（筆者訳）はこの延長線上にあるものである。

5. 2004年に法科大学院が開始されて、文部科学

省の法科大学院への支援基金を使って、韓国、イギリス、オーストラリア、アメリカから先生を招いて、犯罪捜査など、外国が関係する場合の刑事法の展開を中心に、3年に亘り「国際刑事法」セミナーを行い、後にその成果を『国際刑事法』（日本比較法研究所研究叢書）として公刊した。

6. 丸山秀平教授との共同企画である「企業活動に関する法規制」を日本比較法研究所シンポジウムとして行った。刑事法の領域では、韓国、英米圏を中心に外国から研究者・実務家を招き、企業活動の規制は社会全体の健全な発展との関係で考察すべきであるという考え方を伝えようとしたものであり、今日の、SDGsや企業の社会的役割を強調する考え方の、先駆となる考え方を示したものであった。このシンポジウムの成果は、比較法研究所から、非売品だが、資料の形で公刊されている。

7. 私の研究活動は、近時は、さらにサイバー犯罪の領域へと広がり、サイバーセキュリティ研究会を比較法の研究部会として立ち上げた。四方光教授が中央大学に赴任されてすぐにこの研究会にお誘いし、いくつかの研究会を外部の研究機関との共同でシンポジウムを開催するなどしてきている。サイバー空間は近時の発展であるが、急速な広がりを見せ、国民生活、経済活動、政府の活動にとって不可欠な空間となってきているが、他方、サイバー空間での犯罪も多く、匿名性を最大限に利用して行われるサイバー犯罪に的確に対応しなければ我々の生活の安全は著しく脅かされる状況となっている。サイバー空間を安心できる安全の確保された公共空間とするべく、どのような規制が必要とされるのか、サイバー犯罪の捜査にどのような手法が必要とされ、それと憲法35条との関係はどうなるのか、域外に捜査を及ぼさなければこの種の犯罪の摘発・発見・撲滅は困難であるが、主権の及ぶ範囲をどのように考えるべきなのか、国際協力の体制をどのような内容で構築すべきなのか、など、匿名性を利用した犯罪収益に関係するビットコインの問題も含めて、匿名性の高いサイバー犯罪への対処の研究を進めてきている。2021年に、四方光教授と共編で『サイバー犯罪対策 (Cybercrime Strategy: present and future)』を成文堂より刊行している。

8. 以上述べてきたように、私の研究活動は、比較法研究を軸に進めてきたものであり、比較政策研究まで次第に拡大した。比較法研究所から援助を得て行ってきた私の研究が、日本の法文化を前進させ、正義と自由の保障のバランスを適切に樹立した法運用を齎すことにわずかでも貢献するところがあったのであれば、幸いと思う次第である。

(なかのめ よしり)



# 司法制度改革後の新しい法曹教育への展望(弁護士の観点から) ～法学部・ロースクール・法曹会の協力によるハイブリッド法曹教育への期待～

中央大学法曹会 池内 稚利

## 1. 司法制度改革（司法制度改革審意見書2001年6月）後の司法界の現状

現在、司法界では裁判事件は、2003年をピークに減少の一途をたどっている。これに反して、弁護士は右肩上がり増加を続けている（裁判官、検察官は横ばい）。その結果、弁護士の仕事（特に、ビジネス界におけるリーガルサービス）は裁判中心から、裁判外業務へと著しくシフトしている。

## 2. 現在の法曹養成教育

現在の司法試験と司法研修所を中心とした法曹養成教育は、旧来の裁判中心の弁護士要請システムである。司法試験では、裁判実務に使われる法律解釈や要件事実を教え、司法研修所では、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護というカテゴリーが示すようにほぼ裁判実務を教えている。

## 3. 現在の大学教育

これまで法学部やロースクールの評価は司法試験合格が事実上のメルクマールとなっている。また、法曹を目指す学生は、まず早期司法試験合格が至上命題であり、司法試験以外の教科に力を入れる余裕はあまりない。従って、大学教育も司法試験に向けた裁判実務に使える教育（法解釈学と要件事実論）が中心となっている。これは、全ての法律実務家によって立つべき基盤であり、このこと自体は非難される余地は全くないが、結果的に、新人弁護士は、弁護士の業務の中で発展していて、今後も拡大していくであろう裁判外業務を教わることなく実務につくことになっている。これらは、旧来は、企業法務を中心とした事務所に所属し、OJTで学んできたものであるが、逆に、そのためにこれらの裁判外業務について、多くの実務書は実務家によるものであり、この分野の体系的学問的研究はまだ未開拓な分野が沢山ある。

## 4. 都心回帰の中大法学部・ロースクールに期待するもの

以上を前提として、中大ロースクールの機能強化構想と絡めながら、法曹実務家として「新しい法科

の中央」の創造を期待して、下記を提案したい。

### (1)ロースクールとビジネススクールの連携（学際ハイブリッド）

来年三月の駿河台校舎は、ロースク



ールとビジネススクールが同居する。ここでは詳細する余裕はないが、裁判外業務、特にビジネスにおける新しいリーガルサービスは、経済の知識なくして語れない状況になっている。30年以上渉外法務に携わってきた私の私見では、失われた30年の間にグローバル・マーケットの中で日本のビジネス界における地位低下は、企業の国際化におけるビジネス・リスク（特に、資本とノウハウの提供におけるリスク）が、ビジネス契約やそのアドバイスに反映されてこなかったことが大きな一因となっている。グローバル・ビジネスにおけるリーガル・アドバイスには、近代以降の世界経済の発展の理解が必要不可欠であり、法律家及び法律家を目指す学生にこういった教育を提供することを、日本経済、そして「法科の中央」の復活のためにも期待したい。その他にも、経済学的企業論（例えば、岩井克人教授）、経済学的な貨幣論その他、ハイブリッドな法律家を育てるための教科は数多くあると思う。

### (2)リカレント教育（実践と理論のハイブリッド）

また、現状では、司法試験合格後の弁護士に対する実践的な法曹教育が必要であると考えられる。この分野でも、都心回帰した中央大学ではリカレント教育を通じて、途切れのない法曹教育を提供していただきたい。リカレント教育に際しては、法律実務や実務家が何を求めているかの情報提供から、どういった内容の教科が必要かの検討への参加、更には、こういった分野に興味を持つ教授とその分野の実務家の研究連携など、法曹実務家が協力できる点が多く

あり、都心回帰した法学部・ロースクールは、研究者と実務化の新しい協力関係構築のプラットフォームとなるであろう。

### (3) 「法科の中央」の国際化の復活 (国際研究のハイブリッド)

中央大学は、英吉利法律学校を祖とする大学であり、日本比較法研究所が示すようにグローバルな法学研究のDNAを綿々と受け継いでいる。大学にはあまり認知されていないかもしれないが、留学経験や国際活動を行っている法律実務家のネットワークは、大学の研究ネットワークを補完できるものがある。私は中国留学及びその後の弁護士としての国際交流活動を通じて、中国法学会 (共産党指導の下で、法律関係各諸機関 (中国の著名法学部を擁する大学は全て参加している) が参加する半官半民団体) と非常に親しく、彼らが日本に来た時に、東大、早稲田、一ツ橋などの法学部との橋渡しを何度もした。残念なことに、中大を紹介してほしいとは一度も言われていない。OBとしては、是非とも、中大を紹介したいと思う。こういった研究者と実務家の協力関係も、都心回帰でより容易になるであろう。

### 5. 結び

以上のように、法律実務家との物理的な距離が緊密になる「法科の中央」の都心回帰を機会に、研究と実務、理論と実践のハイブリッドを目指してほしい。そして、日本最大の実務家OBを抱える中大法曹会は、これに全面的に協力する用意がある。

(いけうち まさとし)

## 所員会の開催について

10月21日 (金) に、第30期第3回所員会が開催され、2023年度の事業計画、予算案等について審議されました。

## 2023年度事業計画について

2023年度事業計画のうち、当研究所叢書の刊行計画は以下の8件となっております。

### 【研究叢書】

- ・鈴木 博人「里親の法的地位に関する日独比較研究」
- ・早田 幸政「グローバル時代における高等教育質保証の規範構造とその展開 (仮題)」
- ・植野 妙実子「権力の自律・協働・統制」

(6) ひかくほう

- ・丸山 秀平「続・ドイツ有限責任事業会社 (UG)」
- ・山内 惟介「気候危機とドイツ国際私法」

### 【翻訳叢書】

- ・高橋 直哉 Thomas J. Miceli「刑罰のパラドックス」
- ・土屋 武 Michael Sachs「ドイツ憲法訴訟法」
- ・亘理 格 ピーター・レイランド/ゴードン・アンソニー「イギリス行政法 (仮)」

## 最近の講演会

10月に行われた講演会のうち、以下2件について紹介いたします。

▽Prof. Dr. Henning Rosenau  
(ヘニング・ローゼナウ教授) ハレ大学

2022年10月19日 (水)

「自殺補助の基本権：ドイツ法における議論」



“Das Grundrecht auf Suizidhilfe : die Debatte im Deutschen Recht”

▽Assistant Prof. Gabor Hera (ガーバー・ヘラ助教授) ハンガリー国立公共サービス大学

2022年10月28日 (金)

「日本の交番制度の修復的性格」“Restorative features of the koban policing system”



## 編集後記

中野目所員の論考から『米国刑事判例の動向』誕生のいきさつを知ることができました。本書は刑事法の専門家のみならず、英米法の研究者にとっても「不可欠の文献」であり、これ程まとまった判例研究は他に例がありません。しかも継続されていることに意義があります。それは研究対象だけでなく研究主体である研究所、研究グループの発展を映し出す鏡でもあるからです。本書にも携わる柳川所長は、当研究所の都心移転とそのメリットについて述べています。法曹会の池内弁護士は、移転後の法学部とロー・スクールへの期待を具体的に示されています。研究・教育の継続とさらなる発展に向けて気持ちを新たにいたしました。(北井記)